☆★☆★☆★☆★☆★☆★☆★☆★☆★☆★☆★☆★

労働・賃金を考える！

☆★☆★☆★☆★☆★☆★☆★☆★☆★☆★☆★☆★

最低賃金制度とは、国が法的強制力をもって賃金額の最低限度を定め、使用者に対して、それ未満の賃金で労働者を雇用することを禁止するものです。

すなわち、労働者に支払われる賃金の最低水準が、法律で規制されると言うことになるわけです。

ほとんどの労働者は、自らの労働力を使用者に提供し、その対価として賃金を得て生活していますから、『労働力』の買いたたきや安売りは、労働者の生活を脅かすことになりかねません。だからこそ、労働力の売り買い水準に関して、法的な社会規制が必要になるわけです。

また一方で、賃金の水準そのものは、本来労使が自主的に対等な立場で話し合いをすること、つまり団体交渉によって決定されるべき性格を持っています。

しかし、中小零細企業等に多く存在する低賃金労働者は、その多くが労働組合を組織しておらず、使用者との対等な交渉によって賃金を決定することが期待できない状況にあります。こうした労働者の不公正な低賃金については、国が積極的に介入して賃金の最低額を補償しつつ、その改善をはかる必要があり、最低賃金制度がしっかり機能することが不可欠になるわけです。

☆★☆★☆★☆★☆★☆★☆★☆★☆★☆★☆★☆★

では、最低賃金制度はどんな仕組みになっているのでしょうか？　大きく分けて、「地域別最低賃金」と「産業別最低賃金」の二本立てになっています。

はじめに「地域別最低賃金」ですが、これは業種や雇用形態に関係なく、すべての労働者に適用される最低賃金で、各都道府県別にその金額が決められています。現在、群馬県では時間給644円、日額5,146円で決められており、アルバイトやパートで働いている人たちの賃金が、これ以下だったら法律違反になるわけです。

まさしく、『賃金のナショナルミニマム』と言われるものであり、世界的には一般最賃といわれ、ＩＬＯでは1970年に131号条約として規定されています。

次に「産業別最低賃金」ですが、これはある定まった業種における基幹的な労働者の最低賃金で、各都道府県別に設定業種を定め、地域別最低賃金より少し高い水準で金額が決められています。群馬県では鉄鋼業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業の4業種でそれぞれ決められています。

また、「産業別最低賃金」のもう1つの機能として、産業内の公正な競争を確保すると言う側面があります。すなわち、『同一労働＝同一賃金の原則』を越えて生産性の違いや労働力の需給関係から、産業（職業）毎に賃金が異なっている中で、企業競争によって不当に低い賃金が存在することが考えられます。こうした賃金のダンピングが行われた産業では、産業内の公正な競争が阻害され、労働者の生活はもとより、その産業の健全な発展が阻害されることになります。だからこそ、産業（職業）別に公正な競争条件を担保するためにも産業別最低賃金が地域別最低賃金より少し高い水準で決められる必要があるわけです。

☆★☆★☆★☆★☆★☆★☆★☆★☆★☆★☆★☆★

以上の各最低賃金額は、各都道府県の労働局が所轄する「最低賃金審議会」において、公益（弁護士や大学教授など）、労働者、使用者それぞれを代表する委員の話し合いによって決定されます。

そして連合群馬は、毎年、当該構成組合に協力をいただき、特に「産業別最低賃金」の改正に係わる意向表明（適正な改正が必要だ！と申し出ること）を行うと共に、労働者を代表する委員を選出・派遣し、働くものを代表する立場で最低賃金の適正な改正審議に臨んでいます。

さらに、こうした取り組みの後押になるのは、なんと言っても連合群馬に結集しているそれぞれの労働組合が、各企業内において「企業内最低賃金」を協定することに他なりません。すなわち、労働組合のある職場で働く人たちの最低賃金の水準がしっかり決められることで、労働組合のない職場で働く仲間の賃金水準をより適正な状態に改善することが出来るわけです。

いずれにしましても、最低賃金に関する取り組みを進める上で、1つでも多くの労働組合に協力していただくことが課題となっています。**ぜひあなたの組合でも、最低賃金について話し合ってみてください！**

ご不明な点は、連合群馬　労働・雇用対策グループ内最賃事務局までお問い合わせください。